公益社団法人 日本生化学会 細則

第1章 会員

第 1 条 本会の会員に関する規定については、定款に定めるもののほか、本細則において 定めるところによる。

第2条 正会員、学生会員、団体会員、および賛助会員は、以下に定める会費を毎年3月末 日までに納めなければならない。

- 1) 正会員 7,500円
- 2) 学生会員 3,000円
- 3) 団体会員 18,000円
- 4) 賛助会員 1口60,000円(1口以上)

第3条 この法人に対し特に功労のあった外国人を、総会の決議により、外国人名誉会員 (Honorary Member) とすることができる。

第4条 第2条に定めた会費を納めた正会員、および学生会員は、同事業年の4月から翌年3月に至るまでの期間、日本生化学会会誌「生化学」(以下、生化学誌という)の配布を希望する場合は年間2,000円(消費税別)を払い、配布を受けることができる。

2 第2条に定めた会費を納めた団体会員は、生化学誌の配布を受ける。

第5条 第2条に定めた会費を納めた賛助会員は、その年の4月から翌年3月に至る期間、 生化学誌及び The Journal of Biochemistry 誌(以下 JB という)の配布を受ける。また、 賛助会員は大会参加費の支払いを要さない。

第6条 名誉会員と永年会員は生化学誌(外国人名誉会員はJB)の無料配布を受ける。また、名誉会員は大会参加費の支払いを要さない。

第7条 正会員、学生会員、名誉会員、および永年会員は、本会の催す集会において学術報告を行い、また投稿規定に従って報文を生化学誌およびJBに投稿することができる。

第8条 会員は、生化学誌のWeb版の閲覧をすることができ、本会の刊行する図書、雑誌、 資料等の優先配布を受けるほか、本会の行う各種行事に参加することができる。 第9条 会員は、事情の許す範囲において、生化学または関連ある事項につき、連絡、斡旋、調査、証明その他の便宜を受けることができる。

第10条 会費の滞納3年以上におよぶ会員は、会員の資格を喪失する。

第2章 代議員と役員の選出

第11条 代議員の選出は次のように行なう。

- 1) 代議員は支部ごとに所属正会員の中から選出することとし、所属する正会員の数に基づき各支部に選出代議員数を割り当てる。
- 2) 各支部は、割り当て数の約1.0倍以上の正会員を代議員候補者として推薦する。
- 3) 各支部においては、役員等選挙実施委員会の指示を受けて、代議員選挙を実施する。すなわち、推薦代議員候補者を公示したうえで、別に定められた規定により、正会員が当該支部所属の候補者について投票を行う。なお、推薦代議員候補者以外の支部所属正会員も被投票権を持つものとする。
- 4) 得票数の上位順に各支部に割り当てられた数の代議員を選出する。なお、得票が同数の場合は、本会会員歴の長い者を当選人とする。
- 5) 役員等選挙実施委員会の構成と規定、および投票・開票手順については別に定める。

第12条 理事の選出は次のように行なう。

- 1) 理事は代議員から選出することとし、選出年の9月1日現在65歳未満であることとする。
- 2) 各支部は支部所属の1名の代議員を役員等選挙実施委員会へ推薦し、同委員会は計8名 を支部推薦理事候補者とする。
- 3) 役員等選挙実施委員会は、選挙を実施して医・歯、理、農・工、および薬の4部門ごとに理事候補者を選出し、計16名以内を部門推薦理事候補者とする。部門ごとの推薦理事候補者数は、本会正会員数に基づく割合とする。 ただし、各部門の理事定数は最低数3名とする。支部推薦理事候補者を含む部門推薦理事候補者には男女どちらも2名以上が含まれるものとする。
- 4) 役員等選挙実施委員会は、支部推薦理事候補者および部門推薦理事候補者を公示し、総会において理事を選任する。
- 5) 役員等選挙実施委員会の構成と業務内容、および投票・開票手順については別に定める。

第13条 会長、副会長、および常務理事は、別に定められた規定に基づき、理事の互選に

より選出する。

- 2 会長、副会長、および常務理事の任期は、いずれも選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 任期を満了した会長は、後に再びその任にあたることはできない。
- 4 任期を満了した副会長および常務理事は、二期のみ継続してその任にあたることができる。

第14条 監事の選出は次のように行なう。

- 1) 監事の選出は、代議員の中から1名以上3名以内を選出する。
- 2) 役員等選挙実施委員会は監事候補者を公示し、総会において監事を選任する。

第15条 本学会には評議員を設けることができる。

- 2 評議員は、学会運営に関わる意見を理事会に提出することができる。
- 3 評議員は、評議員または名誉会員により推薦され、理事会において選出される。

第3章 役員の職務

第 16 条 副会長のうち 1 名は本会支部運営の総括を担当し、支部長会議での議長として、同会議を年 1 回以上招集する。

第17条 副会長の他1名は、理事会における大会運営に関わる事項の審議において議長を 務める。

第18条 常務理事は庶務、編集、および会計の職務にあたることとし、各2名をその担当に充てる。

第19条 庶務担当常務理事は以下の事項を担当する。

- 1) 法人庶務要項の登記
- 2) 記録の整頓および保管
- 3) 文書の発受
- 4) 会員の入退会および会員名簿の作成
- 5) 集会および行事に関する事項
- 6) 議案および報告に関する事項
- 7) 図書雑誌の保管整備
- 8) 会誌の配布および送付

- 9) 事務所の管理
- 10) 職員の勤務に関する事項
- 11) その他、他常務理事に属せざる事項

第20条 編集担当常務理事は以下の事項を担当する。

- 1) 生化学誌および JB の編集と刊行に関する事項
- 2) 他学会誌との連絡協力
- 3) その他、刊行物および刊行に関する事項

第21条 会計担当常務理事は以下の事項を担当する。

- 1) 会費および購読料の徴収
- 2) 現金の出納および保管
- 3) 予算および決算書類の作成
- 4) 物品の購入および売却
- 5) 会計帳簿および証書類の整頓保管
- 6) 図書を除く物品の整頓保管
- 7) その他、会計に関する事項

第 22 条 JB 編集委員会と生化学誌企画委員会を除く各種委員会の委員長は、原則として会長、副会長、および常務理事以外の理事がこれを務める。

第4章 委員会

第23条 本学会に次の常置委員会をおく。なお、必要あるときは、理事会の決議を経て各種の臨時委員会をおくことができる。

- 1) JB 編集委員会
- 2) 生化学誌企画委員会
- 3) 各種授賞等選考委員会
- 4) 情報専門委員会
- 5) 男女共同参画推進委員会
- 6) 研究倫理委員会
- 7) 留学助成審查委員会

第24条 JB編集委員会は、JBの編集に関する諸事項を担当する。

2 本委員会は、委員長 (Editor in Chief) 1名、Review 担当の部門編集長 (Editor) 2名、

専門分野別の部門編集長 (Editor) 約 10 名、編集委員 (Associate Editor) 各部門約 10 名、編集補佐委員 (Editorial Assistant) 約 2 名、および編集担当常務理事 (Managing Editor) で構成される。

- 3 委員長は別に定められた規定により選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 Review 担当の部門編集長、専門分野別の部門編集長、編集委員、および編集補佐委員は、本委員会で選出され理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 Review 担当の部門編集長及び編集委員は、Review の企画、審査、採否の決定、および編集に関する諸事項を担当する。専門分野別の部門編集長及び編集委員は、その関与する学問分野における論文の審査と採否決定の最終責任を負う。編集補佐委員は、編集委員長の業務を補佐する。
- 6 本委員会に編集参与(Advisory Board)をおく。編集参与は各部門約40名で構成され、 公正な判断に基づいて論文の審査にあたる。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を 認める。
- 7 本委員会の運営規定については別に定める。

第25条 生化学誌企画委員会は、生化学誌の編集に関する諸事項を担当する。

- 2 本委員会は、委員長1名、総務1名、委員約30名(支部選出委員8名を含む)、および編集担当常務理事で構成される。
- 3 委員長は別に定められた規定により選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 総務および委員は、本委員会で選出され理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、引き続き一期のみの再任を認める。ただし、委員長が必要と判断する場合は、理事会の承認を経たうえで、任期を三期まで延長することができる。
- 5 編集担当常務理事は、本委員会において決定された事項の承認を理事会に委ねることが できる。
- 6 本委員会の運営規定については別に定める。

第26条 各種授賞等選考委員会は、日本生化学会奨励賞、JB 論文賞、柿内三郎記念賞、および柿内三郎記念奨励研究賞等の選考を担当する。

- 2 本委員会は 12 名の委員で構成され、うち 1 名を委員長とする。 ただし、柿内三郎記 念賞および柿内三郎記念奨励研究賞の選考については、若干名の外部選考委員を加えるこ とができる。
- 3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は2年とし、再任を認めない。
- 4 委員長を除く委員は、本委員会で選出され理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は

- 2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営規定については別に定める。

第27条 情報専門委員会は、本学会活動に関連した広報・情報に関する諸事項を担当する。

- 2 本委員会は若干名の委員で構成され、うち1名を委員長とする。
- 3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は2年とし、再任を認めない。
- 4 委員長を除く委員は本委員会で選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営に必要な規程は別に定める。

第28条 男女共同参画推進委員会は、生化学分野における男女共同参画を推進するために 必要な諸事項を担当する。

- 2 本委員会は若干名の委員で構成され、うち1名を委員長とする。なお、委員には男女ど ちらも含まれることとする。
- 3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は2年とし、再任を認めない。
- 4 委員長を除く委員は本委員会で選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営に必要な規程は別に定める。

第29条 研究倫理委員会は、本学会活動に関連した研究倫理・研究不正に関する諸事項を 担当する。

- 2 本委員会は若干名の委員で構成され、うち1名を委員長とする。
- 3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は2年とし、再任を認めない。
- 4 委員長を除く委員は本委員会で選出され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営規定については別に定める。

第30条 留学助成審査委員会は「早石修記念海外留学助成」の採択を担当する。

- 2 本委員会は7名の委員で構成され、うち1名を委員長とする。ただし、若干名の外部審 査委員を加えることができる。
- 3 委員長は理事会において理事の中から選出する。任期は2年とし、再任を認めない。
- 4 委員長を除く委員は、本委員会で選出され理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、引き続き一期のみの再任を認める。
- 5 本委員会の運営規定については別に定める。

第5章 授賞

第31条 本会に日本生化学会奨励賞を設ける。

- 2 本賞は、生化学の進歩に寄与する顕著な研究を発表し、なお将来の発展を期待し得る本 会会員を顕彰するためのものである。
- 3 本賞では毎年5名以内の受賞者を選出し、各々に賞状と副賞(30万円)を贈呈する。
- 4 受賞者は、授賞年の1月1日において、在会年数5年以上であり、かつ満40歳未満の者とする。
- 5 研究業績は、その主要な部分が国内で行なわれたものに限ることとする。
- 6 受賞者の選出は各種授賞等選考委員会がおこない、常務理事会で決定する。
- 7 本賞の選考等に関する規定は別に定める。

第32条 本会に日本生化学会 JB 論文賞を設ける。

- 2 本賞はJBに掲載された優れた論文の著者を顕彰するためのものである。
- 2 本賞では、授賞年の前年中に JB に掲載された 10 篇以内の論文を選出し、各々の著者に 賞状と副賞を贈呈する。
- 4 受賞者の選出は各種授賞等選考委員会が行い、常務理事会で決定する。
- 5 本賞の選考等に関する規定は別に定める。

第33条 本会は柿内三郎記念賞の選考をおこなうこととする。

- 2 本賞は生化学における顕著な研究業績を挙げた研究者を顕彰するためのものである。
- 3 本賞では、毎年1名の受賞者を選出し、賞状と副賞(100万円)を授与する。
- 4 受賞者は、会員・非会員を問わない。
- 5 受賞者の選出は専門の委員会が行う。ただし各種授賞等選考委員、外部委員の参加も可能とする。
- 6. 常務理事会で承認後、公益財団法人倶進会が決定する。
- 7. 本賞の選考等に関する規定は別に定める。

第34条 本会は柿内三郎記念奨励研究賞の選考おこなうこととする。

- 2 本賞は生化学分野の優秀な研究計画を支援するためのものである。
- 3 本賞では、毎年2名以内の受賞者を選出し、各々に助成金(50万円)を授与する。
- 4 受賞者は、受賞年の10月1日において満40歳未満の者とする。
- 5. 受賞者の選出は専門の委員会が行う。ただし各種授賞等選考委員、外部委員の参加も可能とする。
- 6. 常務理事会で承認後、公益財団法人倶進会が決定する。
- 7. 本賞の選考等に関する規定は別に定める。

第6章 大会

第35条 本会は会計年度ごとに1度の大会を開催する。

第36条 大会は当該会計年度の会頭のもとに行われる。

- 2 会頭の選出においては、理事会が候補者を推薦し、会長が総会に諮ることとする。
- 3 会頭の任期は、前回大会の終了後から当該大会の終了までの期間とする。

第37条 大会においては、参加者から参加費を徴収し、それを運営費にあてることができる。

第38条 大会の運営に関わるその他の事項は理事会が決定する。

第7章 助成

- 39条 本会に日本生化学会 早石修記念海外助成金を設ける。
- 2 本助成は、生化学に関わる生命科学全般の研究に意欲的に従事しているものに、海外留 学費用の助成をおこなうものである。
- 3 本助成では毎年8名以内の候補者を選出し、金額は総額4,000万円までとする。
- 4 本助成の対象者は、日本在住者または将来日本の生命科学に貢献できる者で、且つ 日本生化学会会員であることとする。
- 5 本助成の選出は留学助成審査委員会がおこない理事会で決定する。
- 6 本助成の資金は小野薬品工業株式会社からの寄付金で賄われ、10年を期限とする。
- 7 本助成の選考等に関する規定は別に定める。

第8章 支部

第40条 本会に次の8つの支部をおく。

- 1) 北海道
- 2) 東北(青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県)
- 3) 関東(東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、神奈川県、山梨県)
- 4) 中部(長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)
- 5) 北陸(富山県、石川県、福井県)
- 6) 近畿(大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- 7)中国四国(岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- 8) 九州(福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

第41条 支部所属の理事が支部長の任にあたる。

第42条 支部の運営は、各支部が定め理事会の承認を受けた規定に基づき行われる。

第9章 事務局

第 43 条 事務局には 1 名の事務局長と数名の事務局員をおく。事務局長と事務局員の採用、待遇、職務等に関わる規定は別に定める。

第 10 章 付則

第44条 本細則は、2012年(平成24年)9月3日よりこれを実施する。

2012年(平成24年)12月13日改定

2013年(平成25年)8月21日改定

2014年 (平成 26年) 8月 25日改定

2015年(平成27年)4月30日改定

2016年(平成28年)4月26日改定

2019年(平成31年)4月22日改定

2020年(令和2年)4月13日改定

<変更履歴>

第 141 回理事会議決 2014.8.25 開催

第5章授賞	現規定	改定案
第 30 条 本会に日本	6.受賞者の選出は各種授	6.受賞者の選出は各種授賞等選
生化学会奨励賞を設け	賞等選考委員会が行う。	考委員会がおこない、 <u>常務理事会</u>
る。		<u>で決定する。</u>
第 31 条 本会に日本	4. 受賞者の選出は各種授	4. 受賞者の選出は各種授賞等選
生化学会 JB 論文賞を	賞等選考委員会が行う。	考委員会が行い、常務理事会で決
設ける。		<u>定する。</u>
第 32 条 本会は柿内	5. 受賞者の選出は各種授	5. 受賞者の選出は各種授賞等選
三郎記念賞の選考を行	賞等選考委員会が行う。	考委員会が行う。 <u>ただし外部委員</u>
うこととする。		の参加も可能とする。
		6.常務理事会で承認後、公益財団
		法人倶進会が決定する。
		7.本賞の選考等に関する規定は
	6.本賞の選考等に関する	別に定める。
	規定は別に定める。	
第 33 条 本会は柿内	5. 受賞者の選出は各種授	5. 受賞者の選出は各種授賞等選
三郎奨励研究賞の選考	賞等選考委員会が行う。	考委員会が行う。ただし外部委員
を行うこととする。		の参加も可能とする。
		6.常務理事会で承認後、公益財団
		法人倶進会が決定する。
		7.本賞の選考等に関する規定は
	6.本賞の選考等に関する	別に定める。
	規定は別に定める。	

第 142 回理事会議決 2015.4.30 開催

細則	第5章	授賞	改定前		改定後	
			第 33 条	本会は柿内三郎	第 33 条	本会は柿内三郎記念奨
			記念奨励	研究 <u>所</u> の選考お	励研究 <u>賞</u> 0)選考おこなうこととす
			こなうこ。	ととする。	る。	

細則 第5章 授賞	改定前	改定後
第 32 条 本会は柿内	5 受賞者の選出は各種授賞	5 受賞者の選出は <u>専門の委員会</u>
三郎記念賞の選考を	等選考委員会が行う。ただし外	が行う。ただし各種授賞等選考委
おこなうこととする。	部委員の参加も可能とする。	<u>員、</u> 外部委員の参加も可能とする。
	6. 常務理事会で承認後、公益	6. 常務理事会で承認後、公益財団
	財団法人倶進会が決定する。	法人倶進会が決定する。
第 33 条 本会は柿内	5. 賞者の選出は各種授賞等	5 受賞者の選出は専門の委員会
三郎記念奨励研究所	選考委員会が行う。ただし外部	が行う。ただし各種授賞等選考委
の選考おこなうこと	委員の参加も可能とする。	<u>員、</u> 外部委員の参加も可能とする。
とする。		6. 常務理事会で承認後、公益財団
	6. 常務理事会で承認後、公益	法人倶進会が決定する。
	財団法人倶進会が決定する。	

第 147 回理事会議決 2016.4.26 開催

I	\rightarrow	_	1
ムム	'n≓.	日	П
LX	71	н	ш

第2条 正会員、学生会員、団体会員、および賛助会員は、以下に定める会費を毎年 12 月末日までに納めなければならない。

- 1) 正会員 7,500 円
- 2) 学生会員 3,000円
- 3) 団体会員 18,000円
- 4) 賛助会員 1口60,000円(1口以上)

第4条 第2条に定めた会費を納めた正会 員、および学生会員は、<u>その翌年1月から</u> 12月に至るまでの期間、日本生化学会会誌 「生化学」(以下、生化学誌という)の配布 を希望する場合は年間2,000円(消費税別) を払い、配布を受けることができる。

2 第 2 条に定めた会費を納めた団体会員 は、その翌年1月から12月に至るまでの期間、生化学誌の配布を受ける。

改定後

第2条 正会員、学生会員、団体会員、および賛助会員は、以下に定める会費を毎年 3月末日までに納めなければならない。

- 1) 正会員 7,500 円
- 2) 学生会員 3,000円
- 3) 団体会員 18,000円
- 4) 賛助会員 1口60,000円(1口以上)

第4条 第2条に定めた会費を納めた正会 員、および学生会員は、同事業年の4月から翌年3月に至るまでの期間、日本生化学 会会誌「生化学」(以下、生化学誌という) の配布を希望する場合は年間2,000円(消費税別)を払い、配布を受けることができる。

2 第 2 条に定めた会費を納めた団体会員は、生化学誌の配布を受ける。

第5条 第2条に定めた会費を納めた賛助 第5条 第2条に定めた会費を納めた賛助 会員は、その翌年1月から12月に至るまで <u>の期間</u>、生化学誌及び The Journal of <u>期間、</u>生化学誌及び The Journal of Biochemistry 誌(以下 JB という)の配布 を受ける。

会員は、その年の4月から翌年3月に至る Biochemistry 誌(以下 JB という)の配布 を受ける。また、賛助会員は大会参加費の 支払いを要さない。

第 149 回理事会議決 2016.11.8 開催

男 149 <u>回</u> 埋事会議次 2016.11.8 開催				
細則 現行	細則 改定			
第4章 委員会	第4章 委員会			
第23条 本学会に次の常置委員会をおく。	第23条 本学会に次の常置委員会をおく。			
なお、必要あるときは、理事会の決議を経	なお、必要あるときは、理事会の決議を経			
て各種の臨時委員会をおくことができる。	て各種の臨時委員会をおくことができる。			
1) JB 編集委員会	1) JB 編集委員会			
2) 生化学誌企画委員会	2) 生化学誌企画委員会			
3) 各種授賞等選考委員会	3) 各種授賞等選考委員会			
4) 情報専門委員会	4) 情報専門委員会			
5) 男女共同参画推進委員会	5) 男女共同参画推進委員会			
6) 研究倫理委員会	6) 研究倫理委員会			
	7) 留学助成審査委員会			
	第30条 留学助成審査委員会は「早石修記			
	念海外助成金」の採択を担当する。			
	2 本委員会は7名の委員で構成され、うち			
	1名を委員長とする。 ただし、若干名の外			
	部審査委員を加えることができる。			
	3 委員長は理事会において理事の中から			
	選出する。任期は2年とし、再任を認めな			
	<u> </u>			
	4 委員長を除く委員は、本委員会で選出さ			
	れ理事会の承認を経て会長が委嘱する。任			
	期は2年とし、引き続き一期のみの再任を			

認める。

める。

5 本委員会の運営規定については別に定

第5章 授賞	第5章 授賞
第 30 条 本会に日本生化学会奨励賞を設	第 31 条 本会に日本生化学会奨励賞を設
ける。	ける。
第31条 本会に日本生化学会 JB 論文賞を	第32条 本会に日本生化学会 JB 論文賞を
設ける。	設ける。
第 32 条 本会は柿内三郎記念賞の選考を	第 33 条 本会は柿内三郎記念賞の選考を
おこなうこととする。	おこなうこととする。
第 33 条 本会は柿内三郎記念奨励研究賞	第 34 条 本会は柿内三郎記念奨励研究賞
の選考おこなうこととする。	の選考おこなうこととする。
第6章 大会	第6章 大会
第 34 条 本会は会計年度ごとに1度の大	第 35 条 本会は会計年度ごとに1度の大
会を開催する。	会を開催する。
第 35 条 大会は当該会計年度の会頭のも	第 36 条 大会は当該会計年度の会頭のも
とに行われる。	とに行われる。
第36条 大会においては、参加者から参加	第37条 大会においては、参加者から参加
費を徴収し、それを運営費にあてることが	費を徴収し、それを運営費にあてることが
できる。	できる。
第 37 条 大会の運営に関わるその他の事	第 38 条 大会の運営に関わるその他の事
項は理事会が決定する。	項は理事会が決定する。
	<u>第7章 助成</u>
	第 39 条 本会に日本生化学会 早石修記
	念海外助成金を設ける。
	2 本助成は、生化学に関わる生命科学全般
	の研究に意欲的に従事しているものに、海
	外留学費用の助成をおこなうものである。
	3 本助成では毎年 8 名以内の候補者を選
	出し、金額は総額 4,000 万円までとする。
	4 本助成の対象者は、日本在住者または将
	来日本の生命科学に貢献できる者で、且つ
	日本生化学会会員であることとする。
	5 本助成の選出は留学助成審査委員会が
	おこない理事会で決定する。
	6 本助成の資金は小野薬品工業株式会社
	からの寄付金で賄われ、10 年を期限とす
	<u>3.</u>
	7 本助成の選考等に関する規定は別に定

1	1
	<u>める。</u>
第7章 支部	<u>第8章</u> 支部
第38条 本会に次の8つの支部をおく。	<u>第40条</u> 本会に次の8つの支部をおく。
第 39 条 支部所属の理事が支部長の任に	第 41 条 支部所属の理事が支部長の任に
あたる。	あたる。
第40条 支部の運営は、各支部が定め理事	第42条 支部の運営は、各支部が定め理事
会の承認を受けた規定に基づき行われる。	会の承認を受けた規定に基づき行われる。
第8章 事務局	<u>第9章</u> 事務局
第 41 条 事務局には 1 名の事務局長と数	第 43 条 事務局には 1 名の事務局長と数
名の事務局員をおく。事務局長と事務局員	名の事務局員をおく。事務局長と事務局員
の採用、待遇、職務等に関わる規定は別に	の採用、待遇、職務等に関わる規定は別に
定める。	定める。
第9章 付則	<u>第 10 章</u> 付則
第 42 条 本細則は、2012 年(平成 24 年)	第44条 本細則は、2012年(平成24年)
9月3日よりこれを実施する。	9月3日よりこれを実施する。

第 156 回理事会議決 2019.4.22 開催

第12条 理事の選出は次のように行なう。 3) 役員等選挙実施委員会は、選挙を実施して医・歯、理、農・工、および薬の4部門ごとに4名の理事候補者を選出し、計16名を部門推薦理事候補者とする。なお、部門推薦理事候補者には男女どちらも含まれるものとする。 第12条 理事の選出は次のように行なう。 3)役員等選挙実施委員会は、選挙を実施して医・歯、理、農・工、および薬の4部門ごとに理事候補者を選出し、計16名以内を部門推薦理事候補者とする。部門ごとの推薦理事候補者数は、本会正会員数に基づく割合とする。ただし、各部門の理事定数は最低数3名とする。支部推薦理事候補者を含む部門推薦理事候補者には男女どちらも2名以上が含まれるものとする。

第14条 監事の選出は次のように行なう。 1)役員等選挙実施委員会は<u>選挙を実施して、代議員の中から3名</u>の監事候補者を選出する。 第 14 条 監事の選出は次のように行なう。 1) 監事の選出は、代議員の中から <u>1 名以上</u> <u>3 名以内</u>を選出する。

第 158 回理事会議決 2020.4.13 開催

第2章

第 13 条 会長、副会長、および常務理事は、別に定められた規定に基づき、理事の

第2章

第 13 条 会長、副会長、および常務理事は、別に定められた規定に基づき、理事の

互選により選出する。

- 2 会長、副会長、および常務理事の任期 は、いずれも選任後2年以内に終了する 事業年度のうち、最終のものに関する定 時総会の終結の時までとする。
- 3 任期を満了した会長は、後に再びその 任にあたることはできない。
 - 4 任期を満了した副会長および常務理 事は、一期のみ継続してその任にあたる ことができる。

互選により選出する。

- 2 会長、副会長、および常務理事の任期 は、いずれも選任後2年以内に終了する 事業年度のうち、最終のものに関する定 時総会の終結の時までとする。
- 3 任期を満了した会長は、後に再びその 任にあたることはできない。
 - 4 任期を満了した副会長および常務理 事は、<u>二期のみ継続してその任にあたる</u> ことができる。